

と調和のとれた農林漁業の活性化、食文化の継承のための活動への支援、食品の安全性の情報提供等を実施した。

さらに、食育推進の一環として健康づくりに資する食生活の実現を図るため、「何を」「どれだけ」食べたらいいかを示した「食事バランスガイド」を多様な媒体等を活用して周知し、集中的・重点的に普及・活用を促進した（図2-3-7）。

また、健康な高齢期を送るためには、壮年期からの総合的な健康づくりが重要であることから、市町村において40歳以上の者を対象に、これまで老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づき実施してきた老人保健事業のうち医療保険者として行う特定健康診査・特定保健指導以外の健康教育、健康診査、機能訓練、訪問指導等について健康増進法に基づき引き続き実施している（表2-3-8）。

イ 健康づくり施設の整備等

健康を増進するための民間サービスの振興については、一定の要件を満たした運動施設及び温泉施設を健康増進施設として認定している（平成20年12月31日現在、運動型健康増進施設346施設、温泉利用型健康増進施設26施設）。また、15年7月に健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）を改正し、温泉利用施設の新たな類型として「温泉利用プログラム型健康増進施設」の認定を行うこととした（平成20年12月31日現在30施設）。また、医師、保健師等の地域保健関係職員に対する研修事業などを行い、健康づくりの支援の役割を担う人材確保や育成を進めている。

さらに、健康づくりを総合的に推進するため、海岸浴のための施設と連携した海岸づくりを行うほか、散歩や散策によって健康づくりが

できるよう歩行者専用道等の整備を図っている。

また、自然との触れ合いの中で健康づくりができるよう、そのための機能を備えた水辺空間の整備など、必要な施設等の整備等を推進した。

そのほか、高齢者の健康づくりの場としての森林の利用を推進するため、健康づくりに資する森林の整備を推進するとともに、森林体験活動の場となる実習林や体験施設などの整備等を実施した。

また、国立公園の主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等において、バリアフリー化を推進するなど、高齢者にも配慮した自然とのふれあいの場の整備を実施した。

ウ 介護予防の推進

要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を推進するとともに、日常生活圏域で高齢者の生活の継続性が確保できるように、既存の老人福祉センター等の改修等、介護予防サービス提供のための拠点整備を行った。

また、介護保険制度改革に伴い創設された新予防給付や介護予防事業（地域支援事業）について、その実施状況や効果に関するデータを収集し、評価分析を行うとともに、介護予防支援や介護予防事業のケアマネジメント等を実施する地域包括支援センター職員等の養成を行った。

（2）介護保険制度の着実な実施

介護保険制度については、平成12年4月に施行されてから9年を経過するところであるが、

表2-3-8 健康増進事業の一覧

種 類 等	対 象 者	内 容	実施場所
健康手帳の交付	・40歳以上の者	○特定健診・保健指導の記録 ○健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導等の記録 ○生活習慣病の予防及び健康の保持のための知識 ○医療に関する記録等必要と認められる事項	
健康教育 ・個別健康教育 ・集団健康教育	・40歳から64歳までの者で特定健康診査及び健康診査の結果、生活習慣病の改善を促す必要があると判断される者（特定保健指導又は保健指導対象者は除く） ・40歳から64歳までの者 ・必要に応じ、その家族等	○疾病の特性や個人の生活習慣を具体的に把握しながら、継続的に個別に以下の健康教育を行う ・高血圧個別健康教育 ・脂質異常症個別健康教育 ・糖尿病個別健康教育 ・喫煙者個別健康教育 ○健康教室、講演会等により、以下の健康教育を行う ・一般健康教育 ・歯周疾患健康教育 ・骨粗鬆症（転倒予防）健康教育 ・病態別健康教育 ・薬健康教育	市町村保健センター 医療機関等
健康相談 ・重点健康相談 ・総合健康相談	・40歳から64歳までの者 ・必要に応じ、その家族等	○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う ・高血圧健康相談・脂質異常症健康相談・糖尿病健康相談 ・歯周疾患健康相談・骨粗鬆症健康相談・病態別健康相談 ○対象者の心身の健康に関する一般的事項に関する指導、助言	市町村保健センター等
健康診査 ・健康診査 ・訪問健康診査 ・介護家族訪問健康診査	・健康増進法施行規則第4条の2第4号に規定する者 ・健康診査の対象者であって寝たきり者等 ・健康診査の対象者であって家族等の介護を担う者	○必須項目 ・既往歴の調査等（服薬歴・喫煙習慣の状況に係る調査含む） ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ・身長、体重及び腹囲の検査等 ・BMIの測定 ・血圧の測定 ・肝機能検査（血清 GOT、GPT、 γ -GTP） ・血中脂質検査（中性脂肪、HDL-コレステロール、LDLコレステロール） ・血糖検査 ・尿検査（糖、蛋白） ○選択項目〔医師の判断に基づき実施〕 ・貧血検査（ヘマトクリット値、血色量及び赤血球数） ・心電図検査 ・眼底検査 ○健康診査の検査項目に準ずる ○健康診査の検査項目に準ずる	市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等
保健指導	・健康診査の結果から保健指導の対象とされた者	○動機付け支援 ○積極的支援	市町村保健センター、保健所 医療機関等
歯周疾患検診	・40, 50, 60, 70歳の者	○検診項目・問診・歯周組織検査	
骨粗鬆症検診	・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性	○検診項目・問診・骨量測定	
肝炎ウイルス検診	・当該年度において満40歳となる者 ・当該年度において満41歳以上となる者で過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない者	○問診 ○C型肝炎ウイルス検査 ・HCV抗体検査 ・HCV抗原検査（必要な者のみ） ・HCV核酸増幅検査（必要な者のみ） ○HBs抗原検査（必要な者のみ）	市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等
機能訓練	・40歳から64歳までの者で疾病、外傷その他の原因による身体又は精神機能の障害又は低下に対する訓練を行う必要がある者	○市町村保健センター等適当と認められる施設で以下を実施 ・転倒予防、失禁予防、体力増進等を目的とした体操 ・習字、絵画、陶芸、皮細工等の手工芸 ・軽度のスポーツやレクリエーション ・交流会、懇談会等	市町村保健センター 老人福祉センター 介護老人保健施設等
訪問指導	・40歳から64歳までの者であって、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者	○家庭における療養方法等に関する指導 ○介護を要する状態になることの予防に関する指導 ○家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 ○家族介護を担う者の健康管理に関する指導 ○生活習慣病の予防に関する指導 ○関係諸制度の活用方法等に関する指導 ○認知症に対する正しい知識等に関する指導 ○その他健康管理上必要と認められる指導	対象者の居宅

注 65歳以上の者については、介護予防の観点から別事業を実施している。
平成10年度より一般財源化されているがん検診についても、健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられている。

介護サービス利用者数はスタート時の2倍を超えるなど、高齢期の国民生活を支える制度として順調に定着しつつある。その一方で、利用の伸びに伴い費用も急速に増大しており、「制度

の持続可能性」を確保するために、予防重視型システムへの転換、施設入所者の居住費・食費の見直し、新たなサービス体系の確立、サービスの質の向上等を内容とする「介護保険法等の

図2-3-9 介護保険法等の一部を改正する法律（概要）

介護保険法附則第2条に基づき、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、制度全般について見直しを行う。

I 改正の概要

1 予防重視型システムへの転換

(1) 新予防給付の創設

要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な、軽度者を対象とする新たな予防給付を創設

介護予防マネジメントは「地域包括支援センター」等が実施

(2) 地域支援事業の創設

要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を、介護保険制度に新たに位置付け

・軽度者（要支援、要介護1）の大幅な増加
・軽度者に対するサービスが、状態の改善につながっていない

2 施設給付の見直し

(1) 居住費・食費の見直し

介護保険3施設（ショートステイを含む）等の居住費・食費について、保険給付の対象外に。

(2) 低所得者に対する配慮

低所得者の施設利用が困難にならないよう、負担軽減を図る観点から新たな補足的給付を創設

・在宅と施設の利用者負担の公平性
・介護保険と年金給付の重複の是正

3 新たなサービス体系の確立

(1) 地域密着型サービスの創設

身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「地域密着型サービス」を創設

（例）小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者専用デイサービス、夜間対応型訪問介護等

(2) 地域包括支援センターの創設

地域における i) 介護予防マネジメント、ii) 総合的な相談窓口機能、iii) 権利擁護、iv) 包括的・継続的マネジメントの支援を担う「地域包括支援センター」を創設

(3) 居住系サービスの充実

・ケア付き居住施設の充実
・有料老人ホームの見直し

・一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加
・在宅支援の強化
・高齢者虐待への対応
・医療と介護との連携

一部を改正する法律」(平成17年法律第77号。以下、「介護保険法改正法」という。)が17年6月に成立し、18年4月から施行されている(図2-3-9、表2-3-10)。

また、一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生したため、このような不正事案を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に

4 サービスの質の確保・向上

(1) 介護サービス情報の公表

介護サービス事業者に事業所情報の公表を義務付け

(2) 事業者規制の見直し

指定の更新制の導入、欠格要件の見直し等

(3) ケアマネジメントの見直し

ケアマネジャーの資格の更新制の導入、研修の義務化等

- ・指定取消事業者の増加など質の確保が課題
- ・利用者によるサービスの選択を通じた質の向上
- ・実効ある事後規制ルール
- ・ケアマネジメントの公平、公正の確保

5 負担の在り方・制度運営の見直し

(1) 第1号保険料の見直し

① 設定方法の見直し

低所得者に対する保険料軽減など負担能力をきま
細かく反映した保険料設定に〔政令事項〕

② 徴収方法の見直し

特別徴収(年金からの天引き)の対象を遺族年金、
障害年金へ拡大

特別徴収対象者の把握時期の複数回化

(2) 要介護認定の見直し

- ・申請代行、委託調査の見直し

(3) 市町村の保険者機能の強化

- ・都道府県知事の事業者指定に当たり、市町村長の関与を強化
- ・市町村長の事業所への調査権限の強化
- ・市町村事務の外部委託等に関する規定の整備

- ・低所得者への配慮
- ・利用者の利便性の向上
- ・市町村の事務負担の軽減
- ・より主体性を発揮した保険運営

6 被保険者・受給者の範囲 (附則検討規定)

政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

7 その他

(1) 「痴呆」の名称を「認知症」へ変更

(2) 養護老人ホーム、在宅介護支援センターに係る規定の見直し

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

介護保険適用施設等への公的助成の見直し、給付水準等の見直し

II 施行期日 平成18年4月1日

(7(1)の「痴呆」の名称の見直しについては公布日施行、2の「施設給付の見直し」については平成17年10月施行、5(1)②の特別徴収対象者の把握時期の複数回化については平成18年10月施行)

	利用者数					介護給付費				
	平成12年4月	平成15年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成12年4月	平成15年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月
居宅（介護予防）サービス	97万人	201万人	255万人	257万人	269万人	618億円	1,825億円	2,144億円	2,291億円	2,469億円
地域密着型（介護予防）サービス	—	—	14万人	17万人	21万人	—	—	283億円	344億円	401億円
施設サービス	52万人	72万人	79万人	81万人	83万人	1,571億円	2,140億円	1,985億円	2,052億円	2,079億円
合計	149万人	274万人	348万人	356万人	372万人	2,190億円	3,965億円	4,411億円	4,687億円	4,949億円

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

（注）端数処理の関係で、合計の数字と内訳数が一致しない場合がある。
地域密着型（介護予防）サービスは、平成17年の介護保険制度改正に伴って創設された。

に対する規制の在り方について見直すことを内容とした「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」（平成20年法律第42号）が20年5月に成立したところである。

さらに、近年の介護サービスを巡っては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況にあり、第169回国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」（平成20年法律第44号）が成立したことを踏まえ、20年10月30日に発表された「生活対策」においては、プラス3.0%の介護報酬改定により、介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する等の措置を講じることとした。

（3）介護サービスの充実

ア 必要な介護サービスの確保

身近な日常生活圏域で介護予防から介護サービスの利用に至るまでの必要なサービス基盤を整備していくため、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」により、市町村が地域の実情に合わせて裁量や自主性・創意工夫をいかなるような介護・福祉サービスの基盤整備を図っている。

喫緊の課題である質の高い福祉・介護人材の

安定的確保については、平成19年8月に見直しを行った「福祉人材確保指針」に沿って各般の取組を着実に進めている。さらに、「生活対策」においては、人材の参入促進を図る観点から、潜在的有資格者の再就業を支援するための研修の実施や、介護福祉士等の養成校に就学する学生に対する修学資金の貸付け等に取り組むこととし、これらの取組を通じて、人材確保を進めていくこととしている。

また、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントといった機能を担う地域の中核機関として、平成18年4月以降、地域包括支援センターの設置を進めており、20年4月末時点で3,976カ所と、全ての市町村において設置されている。

福祉用具、住宅改修については、利用者の心身状況等を踏まえた相談援助、指導・助言、情報提供等を行うことにより、適切で安全なサービス提供を行っており、また、福祉用具の選択・活用に関する情報を広く提供するため、福祉用具・住宅改修の利用事例、車いすや特殊寝台の選び方、介護保険給付対象福祉用具の寸法や機能等を示した商品情報をデータベース化